

市・県民税は一定の要件に該当する方は非課税となります

● 均等割も所得割もかからない方

- (1)生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている方
- (2)障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方

● 均等割がかからない方

※均等割がかからない方・・・前年の所得が次の計算式で求めた額以下の方

$$280,000円 \times (\text{納税義務者} + \text{控除対象配偶者及び扶養親族数}) + 100,000円 + 168,000円$$

控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合は380,000円以下

均等割額	扶養親族数には、16歳未満の年少扶養親族(扶養控除はありません)を含みます。					
扶養者数 (控除対象配偶者・被扶養者)	本人のみ	1人	2人	3人	4人	5人
非課税限度額	380,000円	828,000円	1,108,000円	1,388,000円	1,668,000円	1,948,000円

● 所得割がかからない方

※所得割がかからない方・・・前年の所得が次の計算式で求めた額以下の方

$$350,000円 \times (\text{納税義務者} + \text{控除対象配偶者及び扶養親族数}) + 100,000円 + 320,000円$$

控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合は450,000円以下

所得割額	扶養親族数には、16歳未満の年少扶養親族(扶養控除はありません)を含みます。					
扶養者数 (控除対象配偶者・被扶養者)	本人のみ	1人	2人	3人	4人	5人
非課税限度額	450,000円	1,120,000円	1,470,000円	1,820,000円	2,170,000円	2,520,000円